

「長期収載品の選定療養」の取扱いについて

患者が長期収載品の処方を希望された場合の取扱いですが、公害診療においては長期収載品の選定療養の規定が適用されないため、先発薬を選択された場合でも、公害健康被害被認定患者の自己負担は生じません。

よって、公害診療においては、認定疾病に係る診療・調剤報酬の請求は従来どおりの手続きをお願いいたします。

参考：環境省より共有された(令和6年8月7日付け)Q&A より

Q 令和6年10月から開始される長期収載品の選定療養について、令和6年7月12日付厚労省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について(その1)」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害医療も同様の取り扱いとなるか。

A 令和6年10月から実施される長期収載品の選定療養については医療保険制度を対象としたものであり、当該疑義解釈も医療保険制度が優先する公費負担医療について解説されたものである。公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。

このため、照会の問11の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。

なお、上記整理については、厚生労働省保険局医療課とは協議済みであるので、念のため申し添える。